副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会
≪第 11 回議事録≫

■日　時：令和８年 10 月 20 日（火）　16：00 ～ 17：25
■場　所：大阪市役所　屋上階（Ｐ１）会議室
■出席者：杉江友介会長、置田浩之委員、河崎大樹委員、紀田馨委員、徳村さとる委員、
（名簿順）西野弘一委員、吉村洋文委員、梅園周委員、高山美佳委員、たけち博幸委員、
東貴之委員、藤田あきら委員、横山英幸委員

（杉江会長）
それでは定刻となりましたので、第 11 回副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会を開催いたします。まず、定足数の確認ですが、協議会規約第６条第３項の会議の定足数を満たす委員にご出席いただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。
また、この協議会はインターネット配信を行っておりますので、委員のご発言については挙手していただき、会長の私が指名をしてからマイクを通してご発言いただきますように、よろしくお願いをいたします。
それでは議事に入らせていただきます。本日は組織体制と特別区本庁舎の位置、特別区設置のコストについて協議をいたします。それでは事務局に資料を用意していただいておりますので、事務局から資料の説明をお願いいたします。

（事務局：西島副首都推進局長）
それではまず、お手元の資料１「組織体制について」、ご説明をさせていただきます。
おめくりをいただきまして、１ページが目次となってございます。２ページが基本的な考え方でございまして、３ページをご覧ください。
組織体制のめざす方向性につきましては、先に行っていただきました事務分担を組織体制に反映するとともに、広域と基礎の役割分担を徹底いたしますとともに、官民の役割分担も徹底をするということで、行政改革の取り組みというところも観点として入れてございます。そのことによりまして、大阪府と特別区それぞれの機能をフルに発揮できる最適なサービス提供体制の構築をめざすものでございます。
続きまして、４ページの事務分担案につきましては、それぞれ事務がどのように動いているのかということですので、省略をさせていただきます。
５ページをご覧ください。特別区設置当初の組織体制の検討スキームでございます。
まず、右側に、令和８年度の現状といたしまして、大阪市の現員数３万 6,740 人というのがございます。それを先の事務分担案に基づきまして振り分けをしますと、大阪府から移管

する 10 名も含めまして、特別区が１万 6,080 人、大阪府が２万 670 人となってございます。これをベースにしながら、右側の方で特別区設置当初の職員数というのを算出していくということでございます。右側の表につきましては、その次の６ページの方で詳しく載せさせていただいております。

まず、特別区につきましては、(1) 組織等の単位で特別区へ移管するものとして、学校（府費負担教職員以外の義務教育）の職員の方から幼稚園などがございまして、そちらについては現時点の現員数を確保するということでございます。

それから（２）委託、民営化が進められているものといたしまして、一般廃棄物、保育所というのは、今後委託、民営化後の職員数を反映いたしますが、今回の算出に当たっては現員数のままとさせていただいてございます。これは設置の日がまだ決まってないというところもございまして、そのように置かせていただいております。

次、（３）大阪市の特性を踏まえ追加配置するものといたしまして、児童相談所、保健所、生活保護に関する事務を想定しておりまして、現時点の現員数を確保すること。

それから（４）モデルとして算出するものとして、上記以外の事務につきまして、モデル自治体を使ったシミュレーションにより算出をすることといたしております。以下、ここの（３）、（４）の対象のエリアにつきまして、順次、職員数の算出を行っていくということとなってございます。

それから、大阪府につきましては、組織単位で基本的には移管するものが多くございますが、消防局、水道局、中央卸売市場等、学校（府費負担教職員）、専修学校、それから大阪港湾局、下水道などにつきましては、基本的には組織の単位で移管すると。それから、事務ごとに移管するものとしまして、成長戦略は観光、エネルギー政策などがございます。このうち、上から４つにつきましては、現時点の現員数を確保する形で移管するということ。それから、大阪港湾局、下水道、その他の事務のうち、一元化に伴って重複する部門があるところにつきましては、一定の効率化を踏まえて人員を検討することとしてございます。

それでは、特別区の職員数の算出の方を説明させていただきます。７ページが中表紙になってございますので、８ページをご覧ください。

まず、特別区の職員数検討の全体プロセスということでございます。住民投票の前につきましては、特別区設置協定書の作成に向けた特別区の組織体制の基本設計の段階ということでございます。それをもとに具体的には職員総数、それから組織機構の立案、部局別の職員数の算定を行って協定書を作成していくということとなってございます。

住民投票で賛成ということになりますと、特別区設置に向けて、準備期間中に本格的な準備業務として、児童虐待などの体制強化をはじめとした特別区設置までの情勢の変化を総合的に勘案しながら、最終的には市長のマネジメントにより各特別区の職員総数を決定していく。部・課制、事業所などの位置づけ、ポストの考え方を整理しつつ、各特別区の組織機構を決定。ポストや職種などを含め、各特別区の課・事業所別での具体の職員配置計画などを決定した上で、特別区の設置を迎えるということとしてございます。

次、９ページにまいりまして、特別区の職員数の算出の流れでございます。

先ほども申し上げましたとおり、６ページの（３）から（４）の職員数について、事務分担案に基づいて職員数を算定してまいります。まず、ローマ数字の（Ⅰ）モデルというところで、大阪市の地域特性に鑑みまして人口 20 万人から 100 万人、人口密度が１ｋ㎡当たり 4,000 人以上の自治体をモデル自治体として抽出をいたしまして、事務分担案に基づくモデル自治体の技能労務職を除いた職員数と人口との回帰分析により、各特別区の人口 10 万人当たりの職員数を算出いたします。その算出した職員数に、各特別区の人口を乗じて、モデルの職員数を算出することといたしてございます。

それができましたら、ローマ数字の（Ⅱ）のモデルの調整ということで、様々いくつかの観点から足したり引いたりということをさせていただきまして、その上で各特別区の職員数をローマ数字の（Ⅲ）の方で割り振っていくということとなってございます。その割り振りに当たりましては、大阪市の組織別の職員構成比で算出し、それぞれ特別区の組織別の職員数を算出した上で、一定の行政需要の差を反映していくという流れでございます。

10 ページのところに、算出の結果というところを数字で載せさせていただいております。

まず、人口がございまして、ローマ数字（Ⅰ）のモデルによりまして、特別区４区の合計が 8,500 人と算出されます。その上で、ローマ数字の（Ⅱ）の①から④の様々に足したり引いたりするというところなんですが、それが 3,080 人でございまして、それにつきましては、おめくりをいただきました 12 ページに詳しく載せさせていただいております。合計 3,080 人足しているんですけども、どのようなものを加えているかと言いますと、まず①でモデルの対象のところから、このうち大阪府に移管する事務がございますので、環境監視規制などの事務をまず 70 人引いております。

次に、モデル対象の中に含まれていない特別区の事務を足すとしまして、身体障がい者更生相談所などの事務をプラス 100 人。それから③といたしまして、大阪市の特性を踏まえて追加配置するものといたしまして、児童相談所・一時保護所に係る従事人員ですとか、保健所・保健センター、と畜検査業務に係る従事人員。それから、モデル自治体よりも非保護世帯数が多い現状を踏まえて、生活保護の関係に業務従事している職員数というのをそれぞれ 750 人、960 人、1,410 人というのを加算いたします。

その上で④といたしまして、今回、介護保険に関するものを広域連合とさせていただいておりますので、それをマイナス 70 人ということをいたしまして、10 ページに戻っていただきまして、このローマ数字の①から④の 3,080 人というのを足すということでございます。

その後、モデルにおいて、技能労務職員を一旦外しておりましたので、改めて 1,110 人を足しまして、特別区の職員数が１万 2,690 人、それから広域連合といたしまして 70 人というこの６ ページの（３）から（４）に対する職員数というのが算出されるということになります。

続きまして 14 ページにまいりまして、この１万 2,690 人といいますのを、各４つの特別区に分けていくということとなります。

まず、これにつきましては、それぞれ人口比により、まず職員数を各特別区の方に分配をいたしまして、それを現在の大阪市の組織別の構成比で本庁部門については配分をするということと、区役所等で実際に業務されている職員数につきましては、そのままスライドさせる形で、各特別区に分配をしていくということでございます。

その上で、15 ページにまいりまして、行政需要が一定ではないというところを加味しまして、例えば第１区から第４区の間で、例えば市営住宅の数が違うというのがありますので、そのあたり各様々な観点から客観的なデータも用いながら調整をいたしまして、各特別区の行政需要に応じた職員数を調整しているというところでございまして。それが 16 ページの表となってございます。

まず、ローマ数字の（Ⅲ）の①・②って書いてあるとおり、人口別で割り振りをしまして、それに行政需要の差というのをローマ数字の（Ⅲ）③のところで各区マイナスをしたり、プラスをしたりということで調整をさせていただいていまして、その上で技能労務職員の分を各特別区で、現員数というベースで足し込みまして、特別区のそれぞれの職員数を算出しているということでございます。以上が、特別区の職員数の算出の流れとなってございます。

続きまして、その上で特別区の組織ということで、18 ページをご覧ください。

基本的には、現在の大阪市の組織をもとに、各部を作らせていただいておりますが、少し小さな組織、例えば市政改革室ですとかデジタル統括室などにつきましては、行政改革については政策企画部、デジタル推進につきましては、総務部に編入しているということでございます。それから、都市計画と住宅政策を担っております都市整備局につきましては統合いたしまして、都市整備部という形で都市計画や住宅政策を担う部として今回設置してございます。それぞれの各区、各部局部の職員数につきましては、おめくりいただきました 19 ページにその内訳を掲載させていただいております。以上が特別区関係の職員数と組織となってございます。

続きまして、大阪府の職員数でございますが、21 ページをご覧ください。

６ページのところでも申し上げましたが、一定、組織ごとに来るもの、消防局、水道局、中央卸売市場等につきましては、そのままの現員数を大阪府に移管するということでございます。あと、大阪港湾局とか下水道につきましては、一定、現在、総務部門とか同じような仕事をやっているところで重複しているところがありますので、一定効率化を図るということと、現在、万博協会に派遣している方が約 50 名くらいいらっしゃいますので、それがなくなるという前提で合計マイナス 140 人を削減した形で、大阪府に職員数として移管をされるということとしてございます。

続きまして、それを前提にした大阪府の組織でございまして、副首都を担う大阪府に向けて、首都中枢機能のバックアップですとか、大阪の経済発展を支えていく都市拠点の形成、産業振興、それから都市魅力の強化などに基づいて、組織をそれらの司令塔となる部局を設置することといたしております。

具体的には 24 ページになってございまして、基本的には現在の大阪府の組織を基本にし

ながら、違っているところとしましては、下の方に大阪都市計画局につきましては、その下の都市整備局の方に下水道が移管されるというところで、非常に管理スパンも多くなるというところで、現在の都市整備部が所管しています住宅の業務につきましては、大阪都市計画局の方に移管をするということとさせていただいております。その他、その下の方に新たに大阪消防庁、それから水道局を設置するということといたしてございます。以上が、ざっとした職員数と組織の案でございまして、特別区の設置に伴う職員数の推移として 26 ページに整理をさせていただいてございます。

基本的にはこちらが協定書に載っていく内容となってございまして、現在の現員数が３万 6,740 人、これを事務分担案に応じまして、特別区で１万 6,080 人、大阪府で２万 670 人を振り分けた上で、４区に分けることによる体制整備の増員を 670 人見込みまして、合計特別区で１万 6,750 人となってございます。

その内訳といたしましては、先ほど算出しました１区から４区のそれぞれの職員数に、広域連合の 70 人、それから学校園の 1,510 人、委託・民営化部門の 2,480 人が内訳となってございます。それから大阪府の方につきましては、事務分担に基づいて移管される２万 670 人を一定効率化いたしまして、２万 530 人が大阪府の方に行くということとなってございまして、知事部局等としましては 3,530 人、消防では 3,790 人、府費負担の学校につきましては１万 3,210 人ということとなってございます。

27 ページをご覧ください。今申し上げました職員の移動を矢印で整理したものでございます。後ほどご覧いただければと思います。

それから 28 ページの方で、特別区の設置をされたところから、今後、どのように職員数が推移していくのかというのを今回推計をさせていただいております。真ん中のところが、特別区設置当初の職員数で 11 万 3,390 人ということとなってございます。それが、人口減少等を前提といたしまして、10 万 6,760 人になるという推計をさせていただいていまして、内訳といたしましては、技能労務職につきましては、大阪市の粗い試算で一定、この 10 年間で見込まれている削減数、それから大阪府で技能労務職関係で削減を計画されている数をそれぞれ事務分担に基づきまして、特別区と大阪府に振り分けて合計 930 人を削減するということ。それから、特別区の非技能労務職につきましては、特別区の職員数の算出の中でモデルを使ってございましたので、そこのモデルが人口と職員数の関係ということで算出しておりまして、推計人口で 10 年後の人口をそれぞれそこの回帰式に当てはめるとマイナス 470 人。それから、大阪府の方につきましては、現在の 10 万人当たりの職員数が 10 年後も維持されるとした場合に、その分人口が減るにあたりましてマイナス 870 人の削減。それから学校の教職員につきましては、この学校の５万 6,730 人、府域全域で児童生徒数の減少による学級数の減少と、それに伴う教員の減少ということでマイナス 4,360 人の削減を見込んでいるところでございます。

続きまして、29 ページ、職員の採用でございます。

30 ページをご覧ください。特別区設置に向けた増員といたしまして、そこに書いてあり

ますが全体で 670 人の増員を見込んでおります。このうち東部こども相談センターの整備に向けて必要な増員というのが、この中に 170 人見込んでおりまして、その意味で特別区設置に伴う体制整備の増が 500 人必要ということになるんですけれども、今回大阪府に移管するところで、マイナス 140 人を削減しておりますので、結果として 360 人が特別区設置に向けて採用増となるということでございます。

少し急いだ説明になって分かりにくいところもあったかもしれませんが、組織体制についての説明は以上でございます。続きまして、資料２の「特別区本庁舎の位置について」の説明をさせていただきます。

（事務局：山野副首都推進局理事）

私から特別区本庁舎の位置についてご説明させていただきます。資料２をご覧ください。おめくりいただきまして、１ページをご覧いただければと存じます。

特別区本庁舎の位置、まず基本的な考え方でございますけれども、選定にあたりましては、既存の中之島庁舎と 24 の区役所庁舎を候補としてございます。第２区につきましては、中之島庁舎は行政機能を集約でき、住民にとって最も便利であることから、中之島庁舎を本庁舎としてございます。

次に、第１区、第３区、第４区の本庁舎の選定方法でございますが、下段の方にございますように、まず、現在の区役所に政策企画部、危機管理室及び議会関係を設置できるかを確認した上で、次、②でございますけれども、地方公共団体の事務所の位置は住民の利用に最も便利であるようにとの地方自治法の規定に鑑みまして、交通の利便性や都市の中心性で評価することとし、それらを点数化して選定してございます。下の表にございますように、まず交通の利便性は、区役所間の公共交通利用による所要時間で評価をし、所要時間の最も短い区役所を５点、最も長い区役所を１点とし、それ以外の区役所は差に応じて点数を按分したところでございます。都市の中心性につきましては、他地域からの来訪者数で評価をし、最も多い行政区を５点、最も少ない行政区を１点とし、それ以外の区役所は差に応じて点数を按分したというところでございます。

続きまして、２ページをご覧いただきたいと思います。本庁舎の位置でございますが、選定の結果でございます。右の表にございますように、第１区は現淀川区役所、第２区は中之島庁舎、第３区は現中央区役所、第４区は現天王寺区役所をそれぞれ本庁舎としております。この結果が、協定書における特別区の主たる事務所の位置という形で記載する内容になってございます。

続きまして、３ページをご覧いただければと思います。ここからは、特別区ごとの選定の結果でございます。

まず、第１区でございますが、表の左の欄から、現在の区役所に政策企画部、危機管理室及び議会関係を設置できる床面積があるかどうかを「○・×」で示しております。その右の方にまいりまして、区役所間の公共交通利用の所要時間と他地域からの来訪者数の点数を

それぞれ示してございます。一番右端に合計点数という形で表記してございます。政策企画部等の設置が「○」である３つの区のうち、所要時間と来訪者数の合計点数が最も高いのは、第１区におきましては、淀川区となってございますので、本庁舎は淀川区役所としてございます。

続きまして、５ページをおめくりいただければと思います。第３区でございます。こちらも政策企画部等の設置が「○」でございますのが５つの区でございます。そのうち、最も点数の高い中央区役所を本庁舎としたところでございます。

続きまして、７ページをご覧いただければと思います。第４区でございます。こちらにつきましては、政策企画部等の設置が「○」であるのは、４つの区でございます。そのうち最も点数が高いのは、天王寺区でございますので、天王寺区役所を本庁舎としたところでございます。

最後、９ページはご参考でございますけれども、第２区につきましては、冒頭ご説明しましたように、この中之島庁舎を本庁舎としてございますので、その位置と、それから他の地域自治区の事務所となります区役所の位置を示した地図でございます。私からの説明は以上でございます。

（事務局：芦原副首都推進局理事）

続きまして、資料３「特別区設置コストについて」をお開き願います。

まず、２ページの総括表をご覧ください。特別区の設置に伴い、新たに必要となるコストは、一時的に必要となるイニシャルコストが約 624 億円、毎年必要となるランニングコストが約 80 億円でございます。前回の協定書と比べますと、それぞれ 2.6 倍、102.7 倍となっております。内訳を見ますと、イニシャルコストは特別区全体で約 548 億円、大阪府で約 77 億円でございます。ランニングコストは、特別区全体で約 51 億円、大阪府で約 29 億円です。項目別では、システム改修費が約 561 億円と最も大きく、イニシャルコストの約９割を占めてございます。

４ページをご覧ください。システムコストの試算の基本的な考え方です。

試算の対象は、前回と同じく、事務や職員の移管により影響が生じるシステムの改修と、４つの特別区で利用できるようにするための改修に要する経費でございます。前回は事業者から見積もりを取って試算いたしましたが、今回も見積もりを検討しましたが、事業者からは前提条件の調整を含めて数か月以上要し、今回のスケジュールでは困難との意見でございました。そこで今回は、青い帯の式のとおり前回協定書の試算を基礎に、事業者ヒアリングによる人件費・物件費の上昇率とシステム規模の伸び率を掛け合わせて試算しております。この方法については、事業者からの考え方として違和感はなく、事業者においても取り得る考え方であるという意見をいただいております。

５ページが試算結果でございまして、イニシャルコストは、特別区が 494.3 億円、大阪府が 66.5 億円、合わせて 560.9 億円でございます。ランニングコストは、特別区が 57.6 億

円、大阪府が 24.0 億円、合わせて 81.6 億円になります。

次のページから、それぞれの倍率の出し方のご説明になります。６ページを開きください。

人件費・物件費の上昇率の算出方法ですが、右上に記載のとおり、下線の数値は事業者ヒアリングに基づく値でございます。

（１）のイニシャルコストです。システムには、サーバー等をシステムごとに用意して運用するオンプレミスの方法と、事業者が提供する基盤の上で運用するクラウドの方法がございます。オンプレミスは、サーバー等の機器を自ら用意するため、物件費の割合が高くなる傾向がありまして、両者では人件費と物件費の構成比が異なります。そこで、事業者ヒアリングで把握をしました人件費と物件費の上昇率を、それぞれの構成比に応じて組み合わせ、平成 29 年度から令和８年度までの上昇率を、オンプレミスの場合、1.8268 倍。クラウドの場合、1.7160 倍と算出しております。これに各団体のシステム構成費を乗じ、人件費・物件費の上昇率を、特別区は 1.7586 倍、大阪府は 1.7650 倍としております。

（２）のランニングコストは、システムの運用に係る経費ですので、事業者ヒアリングに基づくランニングコストに係る人件費・物件費の上昇率 1.5067 倍を、特別区、大阪府共通で用いております。

７ページは、システム規模の伸び率の算出方法です。システムの規模がどれだけ大きくなったかは、システム予算額の伸びから把握をしております。平成 29 年度から令和８年度までのシステム予算額は、特別区で 1.7149 倍、大阪府で 2.1843 倍に伸びております。ただし、下の米印（※）に記載のとおり、システム予算額の伸びは、人件費・物件費の上昇率とシステム規模の伸び率を掛け合わせて試算をしております。予算額の伸びをそのまま用いますと、人件費・物件費の上昇を二重に見込むことになります。そこで、ランニングコストにかかる人件費・物件費の上昇率 1.5067 倍で割り戻しをしまして、システム規模の伸び率を特別区は 1.8019 倍、大阪府は 1.4497 倍と算出をしました。（２）のランニングコストについても、システム規模の伸び率は変わりませんので、同じ値を用いてございます。

８ページには、参考としまして、事業者ヒアリングの概要をお示ししております。府市の主要システムの運用保守を受託している事業者 12 社からご意見を伺い、このうち上昇率等の調査にご協力をいただきました、９社の値を用いて算出をしております。ヒアリングでは、人件費は IT 人材の不足や賃上げを背景に、物件費は半導体不足や円安等を背景に、それぞれ大幅に上昇しているとのご意見をいただいております。試算に用いた値は、回答に幅がある場合は上限の値を採用し、最大値と最小値を除いて平均をしております。

10 ページをご覧ください。庁舎コストの基本的な考え方でございます。上段のコストの考え方としまして、職員数に応じた必要な執務室を確保することとしまして、改修に当たってはコスト抑制の観点を重視しております。具体的には、執務室として利用している既存の庁舎の活用を最優先とし、執務面積が不足する特別区は、特別区域を越えて中之島庁舎を活用することとしております。また、窓口サービスなど、従前と同じ庁舎で同じ業務を行う職員については、改修の対象外としております。執務室が不足する場合は、民間ビル等を賃借

することとしまして、その改修費用と賃借料を計上しております。

下段は、執務室面積の算定の考え方です。職員１人当たりの面積は、本庁 16 ㎡、区役所等 22 ㎡、議員 35 ㎡としております。区役所等の 22 ㎡は、直近の整備事例であります城東区役所の実績を用いております。本庁の 16 ㎡は、同じ時期の中之島庁舎の実績を、議員の 35 ㎡は平成 22 年度地方債同意等基準を参考にしております。なお、右上に記載のとおり、今回の試算ではコスト削減の観点から中之島庁舎の活用を想定しておりますが、この想定は、将来的な調査のあり方について、特別区長・区議会を拘束するものではございません。

11 ページ、各特別区の執務室の充足状況でございます。第２区と第３区は、区内の庁舎で必要な面積を確保できます。一方、第１区は１万 3,000 ㎡、第４区も約１万 3,000 ㎡の執務室が不足をいたします。この不足分は、中之島庁舎を活用することで補うことができ、新たな庁舎の建設は不要となります。

12 ページからは、区ごとの配置の状況です。まず、第１区でございます。①の本庁舎である淀川区役所と②の他の区役所の庁舎に職員を配置し、不足する分については、③の中之島庁舎で１万 3,056 ㎡を確保する形としております。

13 ページは第２区でございまして、中之島庁舎を本庁舎としております。中之島庁舎に第２区の職員と広域連合の職員を配置した後の残りの面積、約３万 6,000 ㎡で第１区と第４区の不足分を受け入れることができます。

14 ページは第３区です。区内の庁舎で必要な面積を確保することができます。なお、現在、大阪市が ATC（アジア太平洋トレードセンター）で賃借している約１万 6,000 ㎡のうち、第３区が使用するのは約 4,600 ㎡で、残りの１万 1,400 ㎡は空くことになります。

15 ページは第４区でございます。区内の庁舎に職員を配置した上で、不足する分については、中之島庁舎で１万 3,296 ㎡を確保する形としております。

16 ページは大阪府でございます。大阪府に移管される職員のうち、新たに執務室が必要となるのは 956 人です。まず、咲洲庁舎の空き面積を活用して、972 人分を確保いたします。それでも不足する 484 人分、7,744 ㎡については、ATC（アジア太平洋トレードセンター）を小さくして確保することとしております。これは、先ほど申し上げました第３区で空くこととなる ATC（アジア太平洋トレードセンター）の面積の範囲内で賄うことができます。

17 ページは、庁舎コストの額です。イニシャルコストは、保有庁舎の改修経費や民間ビルの賃借保証金などで総額約 48 億円、うち特別区は約 38 億円、大阪府が約 10 億円です。ランニングコストは、大阪府が ATC（アジア太平洋トレードセンター）を賃借する年間賃料が約 4.5 億円増える一方、特別区では ATC（アジア太平洋トレードセンター）の賃借の解約によりまして約 6.6 億円減るため、総額では約 2.1 億円の減となります。なお、改修単価は、過去の改修工事の実績を基に前回の倍近くとなっておりますが、改修の対象とする面積を精査した結果、前回の協定書と比べほぼ同じ水準となっております。

続いて、 19 ページでございまして、その他コストの内訳でございます。イニシャルコストとしましては、移転経費は約 4.8 億円、街区表示の変更経費が約 5.1 億円、広報関係経費

が約1.8億円、議会関係経費が約2.2億円などでございます。単価は、大阪市や他自治体の実績等をもとに設定をしております。ランニングコストは、各特別区に新たに必要となる教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会の委員報酬の増加分で、近隣中核市の平均をもとに約0.4億円と試算しております。説明は以上でございます。

（杉江会長）
ご説明ありがとうございました。それでは、まず資料１の「組織体制について」、協議をしたいと思います。ご意見やご質問のある委員の方は挙手を願います。たけち委員、お願いします。

（たけち委員）
ご説明ありがとうございました。先ほどご説明をお聞きさせていただきまして、特別区の職員数の算定につきましては、モデル自治体を抽出されて、具体にそのモデルを調整されて、さらに特別区ごとに様々な独自性も勘案された上で、様々な検討がされてきた結果だと思っております。一方で、前回協議会におきまして、組織体制の検討におきましては、機械的に決めるのではなくて、実際に業務を行っている各局へのしっかりヒアリングも行ってほしい旨、お願いさせていただいたところでございますが、各局の意見はどうだったのか教えていただけますでしょうか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：杉田副首都推進局担当課長）
今回の組織体制の検討にあたりまして、一部の局から意見要望があったところなんですけれども、それらの局には当局の考え方を示した上で意見交換をさせていただいております。各局からは、本市が独自に実施している事業により多くの人員配置が必要である。また、本市の特性を踏まえた追加配置でさらなる加算が必要である。あるいはモデルの対象に含まれない特別区の事務は他にもあって、それらの事務に加算が必要などのご意見をいただいたところなんですけれども、当局が算出した職員数と差が生じているところでございます。以上でございます。

（杉江会長）
たけち委員。

（たけち委員）
ありがとうございます。一定の差が出ているということでございました。一応、引き続き

実効性のある移行に向けて、現に行政サービスを担っておられるような実務者の意見を聞いていただけたらと思っております。

今回の資料１の８ページの図にも示されておりますが、この設置準備期間中の本格的な準備業務の段階においては、各施策の事業の財政強化をはじめ、特別区設置までの情勢の変化などを総合的に勘案しながら、最終的には市長のマネジメントによって職員総数を決定していくということが記載されているところでございます。今回は、シミュレーションをしっかり走らせていくための基礎データとして、まずここは固めていただきながら、今後しっかり人材というところにおきましては、府市間、副首都推進局と各局と協議を引き続き進めながら、今回の統治機構改革につきましては、市の統治機構改革でもある一方で、府の統治機構改革でもあるがゆえに、府市のこの人事連携といった観点も含めて、新たな基礎自治体においても現行サービスのこの維持はもとより、しっかり向上、発展をめざしていただけるように要望をいたします。以上でございます。

（杉江会長）

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。置田委員お願いします。

（置田委員）

ご説明ありがとうございました。私からお聞きしたいのは 11 ページのところからなんですけど、職員数を決めるにあたってモデル自治体というのを、この図で言うと 44 団体抽出して、それをもとに回帰分析ということだと思うんですけど、イメージ持つために 44 自治体、どういう自治体なのかというのを具体に教えていただきたいっていうのが１点目です。

で、２点目、細かい話になるので私の理解間違っていたら指摘いただきたいんですけど、12 ページのところで、そのモデル自治体をもとにした回帰分析で出てきた職員数に、大阪市独自の特性を踏まえた追加加配というのが行われているとなっていて、例えば児童相談所・一時保護所は現在の大阪市の職員数では、令和９年度に設置される東部こども相談センター分の 170 人加算した 750 人を加算。あるいは保健所については、現在の大阪市の職員数加算 960 人、生活保護についてもプラス 1,410 人ということですけど、そのモデル自治体においても当然その児童相談所や保健所、あるいは生活保護の業務っていうのを行っていて、それを基にした職員数がまずベースにあるのであればそこに大阪市の現在の例えば児童相談所なりの職員数を加算するというのが、二重に職員数をカウントしているようにも受け取れるんですけど、その辺ってどういう理解したらいいのかっていうのを教えていただけたらと思います。

（杉江会長）

事務局お願いします。

（事務局：渡邊副首都推進局担当課長）
まず１点目の、モデルにしました 44 自治体なんですけれども、こちらにつきましては特別区の人口規模と都市化が進み人口が密集しているというこの地域特性を踏まえまして、全国の人口 20 万から 100 万人、かつ人口密度が１ｋ㎡当たり 4,000 人以上の団体を抽出しております。具体的には、特別区としましては世田谷区、練馬区、大田区などの 21 区、政令市として堺市、中核市としましては豊中市、西宮市などの 13 市、一般市として松戸市、町田市などの９市。これらを選定しまして合わせて 44 自治体となっております。
続きましてもう１点の、資料 12 ページの大阪市の特性を踏まえた追加配置の部分でございます。こちらにつきましては、二重に加算しているのではないかというお話かと思いますが、計算の過程で一旦そのモデルにしている自治体の職員数から、これらの児童相談所であったり保健所、こういったところの人員をデータとして一旦抜きまして、それがない状態でベースの職員数を算出いたしまして、そこに大阪市の特性を最もよく反映していると思われる今の大阪市の現員、こちらを加算するという計算をしてございます。以上です。

（杉江会長）
ほか、いかがでしょうか。東委員。

（東委員）
ありがとうございます。今のご質問の続きなんですけれども、それであれば 44 都市の回帰分析に用いた都市の中で、先ほど減じて人数を出したとおっしゃっていますけれども、そもそも、児童相談所であったり保健所であったりという業務が入ってないところの方が多いんじゃないんですか。その元になる数値、それが低めに出るんじゃないかなという印象を持ったんですけれどもそこはいかがなんでしょうか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：渡邊副首都推進局担当課長）
一旦計算上、委員おっしゃるように保健所であったりとか児童相談所はこちらが入っている都市もあれば入っていない都市もございますので、一旦全て抜くと。その上で大阪市を足すということで不足は生じていないと考えております。以上です。

（杉江会長）
東委員。

（東委員）

一旦抜くのはあれなんですけど、そもそもその業務を担わないといけないというのが、今の新たな特別区なんですけれども、人口規模でいっても政令市並みの人口規模であることは間違いないというところで、それを最初に抜いて、それぞれ 20 万から 100 万の間で、44 サンプルでその平均を取るということが、繰り返しになりますけど、そこに後から足し込むという手法だけでこの回帰分析で出てくる数字というのは、もうこれ基礎の基礎の数字になってきますのでね、そこを信用をしたいんですけれども、先ほど原局とのいろいろなヒアリングの中で、いろいろなお話が出ているようなこともお聞きしましたけれども、そこの元データの回帰分析を用いた数値そのものが低いからそうなるということではないんでしょうか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：山野副首都推進局理事）
モデルにつきましては、やはり 44 自治体で児童相談所なり保健所を設置しているところ、設置していないところがありますので、まずは、モデルは設置してないというところで算出をさせていただきます。その上で、保健所でしたら 960 人、児童相談所でしたら 750 人をその後に足し加えるという形をしておりますので、全体でこの調整後の数字というのは、児童相談所なり保健所がちゃんと実施できるような人数を確保していく、そういう計算方法です。モデルの段階ではおっしゃるとおり、保健所なり児童相談所が入っていない状態ですので、委員おっしゃるところで言うと低めに出ているというのはそうかもしれませんけれど、後で足していますので、その点問題はないかと考えております。

（杉江会長）
東委員。

（東委員）
それであれば、保健所ないし児童相談所というところの足し込んだ数字のところが、実際の事業実施している局とのすれ違い、認識違いが出てきていると、そういう認識でいいんですか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：山野副首都推進局理事）
先ほど課長が答弁させていただきましたけれども、確かに差があるというところを申し

上げたかと思うんですが、そういった大阪市の特性を踏まえ、追加配置の部分で、我々は例えば児童相談所でしたら 750 人、保健所でしたら 960 人と挙げておりますけれども、まだもう少し人が要るんじゃないかというご指摘を頂戴している、そういうところです。

（杉江会長）
ほか、いかがでしょうか。西野委員。

（西野委員）
続きみたいな話なんですけど、であれば、この生活保護に係る事務というのも、この 1,410 人というのは同じような出し方なんですか。どこの市でも生活保護の業務をやっていると思うんですけど、それも一旦消すということですか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：山野副首都推進局理事）
今、委員ご指摘のとおりでございまして、生活保護についてはやっているところが全てだと思いますけれども、やはり大阪市の特性としましてその部分が多いというところがございますので、一旦各市に、生活保護の要員というのがどれぐらいなのかというのをお尋ねさせていただきまして、その要員を一旦全て抜いた形で、まずベースは合わせてモデルを算定し、やはり大阪市の特性でこれだけ 1,112 人という多い要員でやっておりますので、それは後から足し込んで、特性に合わせた要員というような形で算定をしております。

（杉江会長）
ほか、ご意見ご確認いかがでしょうか、よろしいでしょうか。たけち委員どうぞ。

（たけち委員）
先ほども要望としてお伺いさせていただいたところなんですけれども、実際に移行期間に当たって、様々ヒアリング等もこれまでもされてきたかと思うんですけれども、いろいろ委員からの質疑があったように、差が生じているというところで、一定この調整ということは可能なんでしょうか。そのあたりを教えていただけますでしょうか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：杉田副首都推進局担当課長）

今のご質問の件なんですけれども、各局が本市独自事業としてしているものの中には、先ほどの議論にもあるんですけれども、モデルとした 44 自治体で同種の事務や行政サービスを行っているというものも含まれていると考えておりまして、それらは基本的にはモデルに織り込まれていると認識しております。各内容については精査が必要であると考えておりますけれども、８ページでお示ししましたとおり、特別区ごとの職員数については、協定書に記述する必要があるんですけれども、各特別区の実情を反映した上で、各課単位での職種なども考慮した具体的な職員配置を検討するには、各局との綿密な協議や検討というのが不可欠であると認識しております。このような詳細な検討というのは、設置準備期間で行うことを想定しておりまして、その職員の総数にはやはり特別区設置までの状況変化などを勘案しながら、最終的には市長のマネジメントによって決定していくことになると考えております。以上でございます。

（たけち委員）
ありがとうございます。

（杉江会長）
紀田委員。

（紀田委員）
28 ページの将来推計について伺いたいんですけども、大阪府の方ですと学校の教職員が 10 年後、人口はかなり減ってきますので 4,360 人ほど、これは大阪府全体の数字ですけど減っていくという推計なんですが、特別区の方の学校・幼稚園の 1,510 人については、数字が変わらないってなっているんですけども、これは何か特性上の違いによってなんでしょうか。それともかなり固く計算しているので、特別区の学校・幼稚園については、固く見積もって減らないだろうという、そういった推定で案を作られたんでしょうか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：渡邊副首都推進局担当課長）
特別区の方で学校が減ってないというところにつきましては、この教職員の算定につきましては、生徒児童数の減少を通じて学級数が減るというところを想定しておりまして、今回、小中学校の整理の中で府費負担教職員は大阪府の方に移管されているというところで、この計算、学級数に応じて減る部分につきましては府費負担教職員という形が想定されますので、学校の減というのは大阪府の方で計上しているというところでございます。

（事務局：西島副首都推進局長）
補足させていただきますと、紀田委員おっしゃったとおり、すべてを、どういうふうに学校が減っていくかとかっていうのは予測もできないところもございましたので、ある意味固めで読んでいるというのはございます。

（杉江会長）
紀田委員。

（紀田委員）
よくわかりました。消防吏員や警察官についても多分同じ広域連合ですかね、についても同じ趣旨だと思いますので、おそらくもっとたくさんの職員数の減というのは見込めるんだろうなっていうような、かなり固い推計で出されているんだろうなと感じました。以上です。

（杉江会長）
ほか、よろしいでしょうか。そうしたら、様々なご意見いただきましたけども、この組織体制については各局のご意見もあるということで、そこは引き続き精査をしていただくということで、特別区の職員数については今ありました類似する自治体モデルに大阪市の特性を反映することとし、大阪府については一元化する広域機能を最大限発揮するとともに、統合による効率化を踏まえたものとすると。また、職員数の将来推計については、資料のとおりとしたいと思いますけれども、委員の皆様それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

（杉江会長）
それではそのようにさせていただきます。そうしたら、続きまして資料２の「特別区本庁舎の位置について」、協議をしたいと思います。ご意見やご質問のある委員は挙手をお願いいたします。東委員お願いします。

（東委員）
ありがとうございます。それぞれの特別区ごとに点数付けされた一つの指標について、他地域からの来訪者数を点数化されてやっておられますけれども、他地域からの来訪者数というのは、区役所になんでそんな用事で行っているのとか、そういうところも含めてイメージが同じような配点の中でやっておられますので、そこを、何を目的としてその数値を入れられているのか、点数化されているのか、教えていただけますか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：山本副首都推進局担当課長）
他地域からの来訪者数でございますが、資料に記載のとおり都市の中心性ということで一定、中心性を測るにあたって今回、各行政区域外からどのような人数の方々がその行政区域内に来られているのかということを、パーソントリップ調査をもとに把握したというものでございまして、それによって、各特別区の中の行政区にどれだけの方が来られるのかといった意味で、にぎわいといった観点も含めて、にぎわい以外にもアクセスということも含めて把握するために、この数字を用いさせていただいたというものでございます。

（杉江会長）
東委員。

（東委員）
今の本庁舎は別にしまして、区役所について、その当該区の住民が区役所へ行くことは我々よく想像がつくんですけれども、他地域から当該区役所へ行かれる、そこのパーソントリップ調査、取られることにもちろん否定するつもりはないんですけど、なんでそこへ行く用事があるんだとか、今にぎわいとおっしゃいましたけど、区役所は、基本的に他地域からそういうにぎわいのために人を呼び寄せるような機能で、今運営している印象がありませんので、そこをもう一度お聞かせいただけますか。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：山野副首都推進局理事）
この都市の中心性という観点で、今、委員ご指摘の他地域からの来訪者数というのを見ております。ですので、これは区役所ではなくて、行政区単位でたくさんの人がそこへ来るかどうかっていうところで、特別区の中でも特に中心的な行政区というのを出しているというところでございます。ですので、そこの区に来られる方というのは、当然働きに来られる方、買い物に来られる方、いろんな用事で来られるかと思うんですけれども、そういった方がたくさん集まるところ、都市の中心性という形で評価をしたというところでございます。

（杉江会長）
ほか、いかがでしょうか。置田委員。

（置田委員）

私、阿倍野区選出でして、第４区という形になるんですけれども、本庁舎の選定、７ページに第４区の選定のこの数字化された、点数化されたやつが出ていまして、これ見ていて、天王寺区と阿倍野区、実は点数で見るとわずかということで、小数第１位四捨五入の場合は同点になるというようなことで、別に阿倍野区の方がいいとかそういう話をするつもりではないんですけど、そういう僅差だっていうところの上で、政策企画部、危機管理室及び議会関係の設置可否のところについて、天王寺区は「○」で、阿倍野区「×」になっていまして、そこは重要な点だと思うんですけど、政策企画部とかあるいは危機管理室、議会関係を設置できるかどうかっていうのは、単純に今の区役所の執務面積の問題と理解したらいいのか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

（杉江会長）

事務局お願いします。

（事務局：山野副首都推進局理事）

今、委員のご指摘のとおり、阿倍野区役所というのは、この第４区の中でも非常に延べ床面積の狭いところでございまして、4,457 ㎡しかございません。天王寺区の方は 5,000 ㎡を超えてございます。そういったところもございまして、いわゆる官房組織と言われるような政策企画部であったり、議会関係の設置が困難であるというところでございます。

（杉江会長）

ほか、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。そうしたら、この特別区本庁舎の位置については、事務局資料のとおりとすることで、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

（杉江会長）

それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、資料３の「特別区設置コストについて」、協議をしたいと思います。ご意見、ご質問ある委員の方は挙手をお願いいたします。徳村委員。

（徳村委員）

ご説明ありがとうございます。システム関係のコスト増加が大きいんですけれども、その要因を事務局としてどのように分析されているのか、もし分析があれば教えていただきたいと思いますのでお答えください。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：鴨田副首都推進局担当部長）
まず、システムコストの増加要因ということで最初に２ページ、資料をご覧ください。はじめに、そのシステムコストのウェイト感ということで確認をさせていただきます。
今回、コスト計算のイニシャルコスト 624 億円、冒頭、資料説明でもお話をさせていただきましたが、前回の特別区設置協定書と比べると約 2.6 倍になってございます。このうち、表にございますシステム改修費総額 561 億円となっておりまして、これは実は前回と比べますと 3.1 倍ということでございます。ランニングコストは総額の 80 億円というのが前回に比べ 2.7 倍。システム運用経費については、ランニングコスト 82 億円は前回と比べて 2.6 倍となっておりまして、いずれもシステムコストが基本的に大きいということでございます。その要因分析というご質問でございまして、一定冒頭の資料説明と重複する部分もございますが、まず４ページをご覧ください。
こちら、下段に基礎データということで、システムの予算額を掲載させていただいてございます。左側が特別区となっておりますが、大阪市のシステム予算額、右側が府のシステム予算額でございまして、まず大阪市のシステム予算額、前回協定書作成時でいきますと、125 億円のところが、令和８年度予算で 339.4 億円ということで、こちら 2.7 倍ということになってございます。右側、大阪府は、同じく 41.2 億円に対して 90.1 億円で約 2.2 倍となっておりまして、冒頭の資料説明でもご説明をさせていただきましたが、この予算額に関しまして、一定システム数が増えたこととか、システムの機能が向上していることなどを含めまして、いわゆるシステムの規模の拡大、さらには運用保守を担っております事業者の人件費・物件費などがこの予算額に反映されていると考えてございまして、こうしたことから、一つはこの予算の規模が大きくなる、つまりシステム規模が大きくなる改修費ということで、その分改修の費用も相関して大きくなるという関係性で、結果システムコストの増加につながっているというのが一つ要因として考えてございます。
もう一つの要因でございますが、システム事業者の人件費・物件費の上昇率ということで、こちらも冒頭、資料説明させていただきましたが、８ページ改めてご覧ください。
８ページの（２）、丸（〇）でいきますと、三つ目、四つ目に記載をしてございます。事業者の物件費・人件費の上昇率、かなり高くなってございます。事業者ヒアリングでございますと、一定この１、２年にかなり半導体の不足とか人材不足等でこの値が上昇しているということがございまして、これが大きな要因としてコストにも反映されているという状況でございます。
で、この人件費、物件費の上昇に関しましては、このページの（３）上の点（・）、二つ目に記載をしてございますが、試算におきましては事業者へのヒアリングで、一定幅を持って回答があったものについては、その回答の下限値とか中間値ではなくて上限の値を用い

て試算しておりまして、できるだけこの上限に近い値のシステムコストというのをお示しできるよう試算しているところでございます。なお、冒頭にご説明させていただきましたこの府市ともに、そもそもシステム予算額が増加しているということに関しましては、この間、府市で一体で進めてきましたスマートシティ戦略などを踏まえまして府市それぞれで行政DX をしっかり推進してきたということが背景にあると考えてございます。以上でございます。

（杉江会長）
藤田委員。

（藤田委員）
ご説明ありがとうございました。私から気になる点がありまして、これ要望になるかなと思うんですけれども、もう既にコストが 624 億円ですか、これが先に報道でも走っておりまして、一般の方からすると非常に莫大なコストがかかるという印象がもう既に始まっているというか、広まり始めているなと感じております。ただ、当たり前なんですけれども、コストというのはリターンがあってこそコストをかける価値があると思っておりますので、このコストをかけてリターンはどのぐらいなんだということがセットでないと、例えば 5,000 億円とかリターンがあるものに対して 600 億円のコストだったら安いなってなるでしょうし、そんな 400 億円ぐらいしかリターンがないものに 600 億円もコストかけたら、それは莫大なコストだとなると思うので、そういうリターンの話なしに、コストだけがわっと走っていっている状態っていうのは、非常に、しっかりした落ち着いた議論を妨げるなと危機感を持っております。なので、要望なんですけれども、副首都推進局においては、このコストをかけてどういうリターンが見込めるんだっていうことを、できる限り市民の方にも分かりやすいように、このリターンに対してこの 624 億円というのをかける価値があるのかないのかということを市民の方がしっかり判断できるように、資料を何らか整えてほしいなと思っておりますので、これは要望としておきます。
それからもう一件、資料を今日用意しておりますので、資料配付の許可を会長よろしくお願いします。

（杉江会長）
資料配付お願いします。

（藤田委員）
今お配りしているのは、もう皆さんご存じだと思いますけれども、大阪市が作成している今後の財政収支概算、いわゆる粗い試算の令和８年版でございます。
開けていただいて、この資料上のページ数でいうと２ページというところになっている

んですけれども、今後、大阪市のままで財政運営をしていくと、後年度、令和 15 年度、令和 16 年度、令和 17 年度あたり、基本的には単年度収支が赤字になるっていう中で、決算では少し不用額とか出ますので、黒字に収まっている部分ももちろんあるんですけれども、いずれにせよ今後、高齢化の進展などに伴って非常に赤字幅が膨らんでいくっていう現実があります。で、さっきのリターンの話とも関連してくるんですけれども、前回 2020 年の住民投票の時、都構想に対して否定的な考え方の会派の方もご参加いただいていて、この議論をしたのをよく覚えているんですけど、じゃあこの都区制度、成長を一元化して加速するっていう都区制度、それから住民に身近な特別区を設置して、介護予防とか住民に身近なサービスを充実させていくっていう特別区、これをやらないままでいけばこのマイナス 260 億円、259 億円と、毎年毎年 250 億円規模で、これもコストといえばコストなのかもしれませんけれども、赤字幅が広がっていくっていうのをどういうふうに解消していくのかっていうのは、これは都区制度に反対だったらここはしっかり説明していただかないと対案になりませんよねっていう議論をしたのを私よく覚えているんですけど、今回は都構想に否定的な考え方の会派の方ご参加いただけていませんので、これは私は市民の方にもしっかりぜひ考えていただきたいところだなと強く思っておりまして、今後、法定協議会だより（副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会だより）とか出されるのであれば、都区制度ができたらこういうリターンがありますよということに加えて、大阪市のままでいけばこの赤字幅は何とか府市連携がうまくいかなくなったとしても、この赤字幅は絶対解消していかないといけないんだけれども、それはどうするかというのはまた考えていかないといけませんねというところは、ぜひ市民の皆さんと一緒に考えられるような方法も考えていただけたらなと思います。こちらは要望としておきます。以上です。

（杉江会長）

はい、ありがとうございます。紀田委員。

（紀田委員）

今の藤田委員の発言に付け加えて意見を述べたいんですけれども、コストがかかるっていうところに対するリターンの中には、特にこの 15 年ほど、府市一体で行政を進めてきた成果っていうものが失われることがなくなると。制度上固定化しますので、特別区設置によって。ですので、この 15 年で成し遂げてきたような成果というのをぜひ盛り込んでいただきたいなと思うんです。府市一体でなければ万博できたと思われる方はいらっしゃらないと思います。万博の効果は一体どれだけ大きいでしょうか。IR も府市一体でなければ決して誘致はできなかったと思います。IR がもたらす大阪へのメリットっていうのは莫大なものが予想されています。こういった府市一体の行政を進めることで得られたリターン、それをこの先絶対失われることがない、もうお互いに二元行政で足の引っ張り合いをするようなことが制度的になくなるっていうのが、やっぱりこのコストに見合う一番大きなリター

ンじゃないかなと私は思います。

いきなり話がシャビーになって申し訳ないんですけど、この資料の 19 ページで議会関係経費ってあるんですが、議会の音響４区ってあるんですけども、現在の市会でも素晴らしい音響設備をお使いになっていると思うんです。おそらくいくらかは流用できると思いますので、このコストっていうのはちょっと多めじゃないかなという気がいたしましたので、そこは一点指摘させていただきます。

もう一点、システムの改修経費は見積もりを取ることがなかなか難しいということもありますし、見積もりを取ること自体にも費用がかかりますので、今回の手法を採用されていると思うんですけれども、結構暫定値に近いかなという気もいたします。実際より大きめに出ているような上振れ、あるいはもしかしたら下振れもあるのかなとは思いますので、このコストが確定値というよりは暫定値と言いますか、推測値と言いますか、そういった性格を帯びているということは指摘したいなと思います。以上です。

（杉江会長）

はい、ありがとうございます。東委員、お願いします。

（東委員）

今コストとリターンというそのお話なんですけど、これは今要望ということで理事者にはありましたけど、本当にリターンの話までこの法定協議会で議論すべきなのかどうかというところを、もう一度しっかり整理すべきじゃないかなと思います。

コストについては積み上げであって、それは新たな特別区を設置するために非常に大事な話ではありますけれども、リターンというのはどこからどこまでを、先ほど紀田委員もおっしゃったように、何から何までを含めていくのかというところは、これは議論が錯綜するわけでありまして、我々、今、特定会派しかいていないからこそ、ここは慎重に僕は進めるべきじゃないかなと考えています。

（杉江会長）

はい、ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。藤田委員。

（藤田委員）

ありがとうございます。それはそうかもしれないんですけど、リターンのところは僕も具体的なイメージがあるわけではないんですけども、この間の成長率だとか、その府市一体で続けてきたことを延長していった先の妥当性みたいなところは、何らか資料としては作れるのかなと思っていまして、それも含めてそのリターンの作り方が恣意的なのか、機械的に作って妥当なのかっていうところも含めて、市民の方に判断していただくのがいいのかなと思います。

何よりリターンないのにコストだけあって、それで判断しろっていうのは、それは誰でも反対になるんちゃうかなっていう思いがありまして、やっぱり市民の方は何がリターンなのっていうのはやっぱり聞きたいところかなと思いますので、そこは一定資料を作っていただいてから見て判断してもいいのかなっていうのは私は思っています。コストのところも必ず出るコストというよりは、一定の演算の中で妥当性の範囲で出していますので、同じような手法でリターンも何か出せるんじゃないのかなという気はしていますので、意見です。以上です。

（杉江会長）
はい、ご意見として承っておきます。西野委員お願いします。

（西野委員）
基本的なことで教えてほしいんですけど、この先ほどのシステム改修経費 561 億円というのは、仮に特別区を設置しなければゼロになるんですか。必ずシステムというのは常に改修していくものだと思うんですけども。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：山本副首都推進局担当課長）
システム改修経費でございますが、おっしゃるようにシステムを保持する限りは数年に１回、更新の改修費用というのは発生する形にはなってございますが、今回積んでおります 561 億円につきましては、特別区設置に当たりましてシステムを４つに分割するであったり、事務の分担に伴うコストという形で積算しているものでございますので、特別区設置に当たって発生するイニシャルコストという形で考えているところでございます。以上でございます。

（杉江会長）
西野委員。

（西野委員）
ゼロにはならないでしょうけども、いずれかかる分がありますよね。４つに割ろうが１つのままであろうが、その分が大体いくらぐらいになって、この特別区を設置したことによって、当然かかる試算コストというか、それにプラスいくらなのかというような出し方をしてもらわないと、設置したからこれだけかかるというような、メディアもそういう書き方をするので、その辺また数字を教えてもらいたいなと思います。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：山野副首都推進局理事）
先ほど課長が答弁したとおりでございまして、このイニシャルコスト 561 億円につきましては、特別区設置に伴うシステムの改修に必要な部分でございますので、それ以外の例えば何年間に１回更新する更新費用であるとか、そういうものはこの中には含まれておりません。前にも自治体システム標準化とかもありましたけれども、そういった要素もこの中には含まれていないというところでございます。

（杉江会長）
西野委員。

（西野委員）
また個別に教えてもらったらいいんですけど、そもそもそのシステムって、今あるものを改修するときって、今あるものを根本的に変えるわけじゃないですか。だからこのまま特別区が設置されなくてもシステムって改修していくのにお金が当然かかるし、それは４つに割ろうが分けまいが一定かかる部分というのは、当然ここにも乗っかってくるんじゃないかなと思うんですけど、そこがちょっとわかんないんですけど。

（杉江会長）
事務局お願いします。

（事務局：山野副首都推進局理事）
繰り返しの答弁で申し訳ございませんけれども、平成 29 年のときに見積もりを取りましたものは、その当時のシステムをそのまま使い続けるとして、データを４分割するでありますとか、あと当然特別区の名称は変わりますので、その区名の変更に伴ってデータを全部それをやり替えなきゃいけないでありますとか、事務移管の変更に伴いまして改修が必要であるとか、そういったところを積み上げて前回に見積もりを取らせていただいておりますので、それにかけるところの人件費・物件費の高騰であったり、あるいはシステム規模の伸びとかいうのを乗じておりますから、前回の見積もりが先ほど申し上げたような要素で積み上げてございますので、繰り返し申し訳ありませんが、いわゆる定例的なシステムの改修の見積もりというのは入っておらないというところでございます。

（杉江会長）

ほか、いかがでしょうか。事務局お願いします。

（事務局：西島副首都推進局長）
先ほど藤田委員からの要望とかございましたが、この副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会っていうのはもう釈迦に説法みたいな話ですけども、副首都・大阪の実現に向けて、広域行政を一元化した広域自治体と住民に身近なサービスを提供する基礎自治体としての特別区を設置するための制度設計をしている協議会ということになってございまして、それを６月から一つ一つ項目を皆さんに協議いただきながら積み上げていっているものという中で、今回コストが出てきているということでございますので、コストに見合うリターンというご指摘もございましたけれども、協定書全体としてどういうふうに評価をしていただけるか、副首都にふさわしい制度設計としてこれが評価いただけるような形で、まだここで終わりというわけではございませんので、引き続きご協議いただく中でそういう協定書づくりをしていければと事務局としては考えてございます。

（杉江会長）
ほか、何かございますでしょうか。そうしたら、ご意見ないようでしたら、特別区設置コストにつきましては、この事務局案、ご意見をいろいろいただきましたけれども、資料のとおりとすることで、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

（杉江会長）
それでは、そのようにさせていただきます。
そうしたら本日の議事は以上となりますので、次回は区割りや事務分担、財政調整や財産・債務といったこれまでの協議結果に、本日協議した組織体制や特別区の設置コストを踏まえて事務局の方で財政シミュレーションの作成をお願いいたします。

（事務局：西島副首都推進局長）
はい、承知しました。

（杉江会長）
よろしくお願いいたします。
それでは次回は 11 月５日木曜日に開催することとし、開始時刻や会議場所については事務局で調整をお願いいたします。この際、ほかに何かご発言ございますでしょうか。
それでは本日の議事は以上でございます。これで本日の協議会を終了いたします。どうもお疲れ様でした。